

# 学校いじめ防止基本方針

—いじめの根絶をめざして—

聖和学園高等学校

(最終改定令和5年9月)

## はじめに

平成 25 年 12 月に宮城県・宮城県教育委員会により「宮城県いじめ防止基本方針」が策定された。聖和学園高校においてはこれまでも「いじめ問題対応マニュアル」を作成し、いじめ問題の根絶を目指して取り組んできたところではあるが、県の基本方針を受け、改めて組織的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

## I 基本方針

宮城県の「いじめ防止等の対策に関する基本理念」には

「いじめは、校種を問わず、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、一人一人の児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に需要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」

とある。本校でもこの基本理念をもとに基本方針を定める。

### 1 いじめ問題に対応する基本的な考え方

「いじめのない、いじめを許さない学校づくり」を推進する一方で、「いじめは、どの学校にも、どの学年にも、どのコースにも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで抱え込まないことが大切である。また、いじめは決して許されない行為であり、「聖和学園高校は、いじめを決して許さない。」という毅然とした姿勢を折に触れて示していくことが必要である。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法には、「いじめ」は「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。この定義に基づき、いじめに当たるかどうかの判断はあくまでも被害を受けている生徒の立場に立つて行うものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 3 いじめの態様

#### 手段によるいじめ

- ① 言葉での脅かし
- ② 冷やかし・からかい
- ③ 持ち物隠し
- ④ 仲間外れ
- ⑤ 集団による無視
- ⑥ 暴力を振るう
- ⑦ たかり
- ⑧ お節介・親切の押し付け
- ⑨ いやな行為の強要
- ⑩ ウェブでの誹謗中傷

など

#### 動機によるいじめ

- ① 怒りや憎しみからのいじめ
- ② うっ憤晴らしからのいじめ
- ③ 性格的な偏りからのいじめ
- ④ 関心を引くためのいじめ
- ⑤ 隠された楽しみのためのいじめ
- ⑥ 仲間を引き入れるためのいじめ
- ⑦ 違和感からのいじめ
- ⑧ 「好き・嫌い」という単純な感情によるいじめ

など

## II いじめの未然防止のために

### ー いじめが起きにくい、いじめを許さない学校・学級づくりー

- (1) 「楽しい授業」「わかる授業」をとおしての生徒の「学び」の保証。
- (2) 学級経営の充実（いじめに向かわない態度・能力の育成）
  - ① 日頃からの生徒の的確な実態把握(i-check など各種調査の活用)  
※「i-check」基本的な生活習慣・学習習慣に役立つ包括的な生徒質問紙調査。いじめのサインや対人ストレスなど、生徒の状況把握に役立つもの（東京書籍）
  - ② 仲間を大切にし、信頼関係を培う活動
  - ③ いじめを許さない生徒を育てる活動 コミュニケーション能力を高める活動
- (3) いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的計画的取り組み
- (4) 教育相談コーディネーターによる生徒の欠席状況等の実態把握・情報共有への取り組み
- (5) 「こころの支援システム」を中心とする教育相談体制の充実
- (6) SNSやインターネット上のいじめに関する情報モラルを身に付けさせる取り組み
- (7) 家庭との緊密な連携と必要な関係機関等への相談体制の構築

## III いじめの発見から対応まで

- (1) いじめ問題にはチームで対応することを原則とする。
- (2) いじめ対策には組織をベースにし、同一步調で取り組む。
- (3) いじめの早期発見等の手立て(アンケート調査など)を定期的に行い、早期対応を図る。
- (4) 各学級で起きていることが見えるようにし、担任を学校全体でフォローする。
- (5) 問題解決までの過程(実態把握→解決に向けた組織的対応→経過観察→検証)を明確にし、安易に解決したと判断しない。
- (6) 時系列に沿った経過の記録を残す。

## 1 いじめの情報(気になる情報)の把握と対応チームの編成

### (1) いじめの情報(気になる情報)を早期発見する体制づくりの構築

- ・ いじめが疑われる言動の発見 (具体例…巻末資料1 参照)
- ・ アンケート調査の実施 (学校評価アンケート, いじめに関するアンケート)
- ・ 保護者等との連携, 情報交換及び保護者等からの訴えの集約
- ・ 他生徒からの情報の把握 (けんか, ふざけ合いも含む)

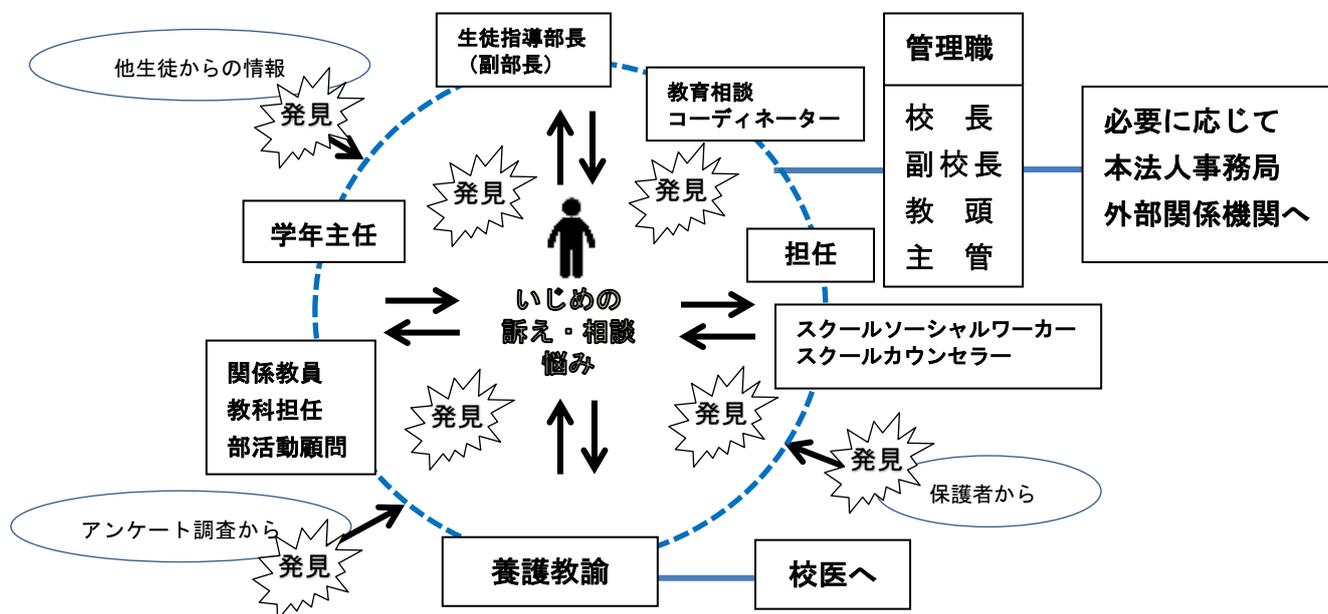
※発見者は自分だけで解決しようとせず, 速やかに関係教員で情報共有する。

### (2) 事案に応じて柔軟にチームを組んで対応

校長, 副校長, 教頭, 主管, 生徒指導部長(副部長), 教育相談コーディネーター, 学年主任, 当該担任, カウンセラー, 養護教諭, 部活動顧問)など

※抱える悩みをチームでサポートする聖和「こころの支援システム」体制

### いじめの情報を早期発見するためのチームサポート体制



## 2 事実の調査・確認

いじめの状況, いじめのきっかけ等を丁寧に聞き事実関係を確認し, 客観的な事実に基づく指導を行えるように留意する。

### (1) 聞き取り調査の順序

- ・ 原則として, 被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。

### (2) 保護者等からの訴えの場合は被害者に気づかれないように留意して事情聴取を行う。聞き取り調査の際の留意事項

- ・ 被害者や周囲の生徒からの聞き取り調査は, 他の生徒から気づかれないような時間, 場所を設定するよう配慮する。
- ・ 誘導や評価は避け, 具体的な事実を中心に聞き取り調査を行う。
- ・ 安心して話せるよう, 生徒が話しやすい人が聞き取り調査を行う。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか, 複数の教員で確認しながら聞き取り調査を進める。
- ・ 被害者, 周囲の者からの聞き取り調査については秘密を厳守し, 報復などが起こらないよ

うに細心の注意を払う。

- ・ 聞き取り調査を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届けるか、あるいは保護者等に迎えに来てもらい、教師が保護者等に直接説明する。

### (3) 聞き取り調査の際避けるべきこと

- ・ 被害者と加害者を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 注意や叱責，説明で聴取が終わること。
- ・ 双方の言い分を聞いただけで，謝罪をさせ，すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ 当事者同士だけの話し合いによる解決を促すこと。

## 3 対応方針の決定，役割分担

### (1) 情報の整理

- ・ 聞き取り調査により，いじめの態様，関係者，被害者，加害者，周囲の生徒の確認を行う。

### (2) 対応方針

- ・ 自殺，不登校，脅迫，暴行等危険度に基づく緊急度を確認する。  
(重大事態と判断される場合の対応は第8項による)
- ・ 聞き取り調査や指導の際に留意すべきことを確認する。

### (3) 役割分担

- ・ 聞き取り調査やその後の指導を含め役割分担を行い，校長の対応方針のもとに調査，指導に当たる。

被害者への対応…担任，学年主任，教育相談コーディネーター(担当)，

養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

加害者への対応…担任，学年主任，教育相談コーディネーター(担当)，

養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

周囲にいる者への対応…担任，学年主任，生徒指導担当

保護者等への対応…担任，学年主任，教育相談コーディネーター(担当)，

養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，  
管理職

地域・マスコミへの対応…管理職(校長，副校長，教頭，主管)

## 4 被害者，加害者，周囲の生徒への指導

### (1) 被害者への対応

#### ① 基本的な姿勢

- ・ いかなる理由があっても，徹底して被害者の味方になる。
- ・ 簡単に謝罪や仲直りで終わらせることなく，継続して支援する。

#### ② 事実の確認

- ・ 担任を中心とするが，養護教諭やカウンセラーなど生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・ 言い聞かせるのではなく，つらさや悔しさを十分に受け止め，共感的な姿勢でじっくりと傾聴する。

#### ③ 支援

- ・ 学校はいじめる側を絶対に許さないことを具体的に伝える。

- ・ 長所に気付かせ、生徒の良さや優れているところを認識させ、励ます。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず、今後も長期的に見守ることを伝え、いつでも相談できるような態勢を整えることを具体的に伝える。

## (2) 加害者への対応

### ① 基本的な姿勢

- ・ いじめは絶対に許されない行動であることを伝えながら、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して指導していく。

### ② 事実の確認

- ・ 対応する教師は中立の立場で事情聴取を行い、はっきり確認が取れるまでは頭ごなしに決めつけない。
- ・ はじめは話しやすい話題から入りながら、事実関係・背景・理由等を明らかにしていく。

### ③ 指導

- ・ いじめは決して許されないことをわからせ、他への責任転嫁を決してさせない。  
(出席停止等の措置を含め毅然とした指導が必要なこともある。)
- ・ 被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・ 不平不満や本人の満たされない気持ちなどもじっくり聴く。

## (3) 周囲の生徒・学級への指導

### ① 基本的な姿勢

- ・ 「学校ではいじめは絶対に許さない。」という毅然とした態度を学級に示す。いじめは学級や学年等集団全体に関わることであり本気で取り組んでいる姿勢を示す。

### ② 事実の確認

- ・ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、場合によっては人の命を守る大切な行為であることを伝える。

### ③ 指導

- ・ 周囲で傍観していたりはやし立てたりしていた者も、問題の関係者であることを認識させる。
- ・ 被害者は傍観者やはやし立てたりしていた人をどのような気持ちで受け止めていたかを考えさせる。
- ・ 集団の考え方や言葉遣いなどがいじめの発生の誘引となっていなかったかについて考えさせる。
- ・ いじめを許さない集団のあり方について考えさせる。
- ・ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできないため、いじめが一段落したと思われる場合も、長期的に注意深く観察を行い、指導を継続する。
- ・

## 5 保護者等との連携

### (1) 被害生徒の保護者等との連携

### ① 基本的な姿勢

- ・ いじめの事実は具体的に正確に伝えること。
- ・ 学校は徹底して生徒を守り、支援していくことを伝える。

### ② 保護者等との連携

- ・ 事実関係をこまめに伝えるとともに、生徒の家庭等での様子について情報提供を受ける。
- ・ 事実関係の全貌が分かるまで、相手の保護者等への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応の方針を具体的に伝えるとともに保護者等の了承を得る。
- ・ 指導を安易に終結せず、経過を注意深く観察する方針を伝え、連携して問題の解決に当たることを伝える。

## (2) いじめている生徒の保護者等との連携

### ① 基本的な姿勢

- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、生徒がよりよくすることを願っていることを伝える。
- ・ いじめは学校では絶対にあってはならないことであり、根絶するための協力を依頼する。

### ② 保護者等との連携

- ・ 聞き取り調査後、保護者等に来校してもらうなどして事実を正確に伝え、その場で生徒本人に事実の確認をする。
- ・ 被害生徒の様子を伝え、事態の深刻さを理解してもらう。
- ・ 指導の経過と生徒の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 事実を認めなかったり、自分の子は首謀者ではないなどとして学校の対応を批判したりする保護者等に対しては、再度事実関係と学校の指導方針、教師の生徒を成長させたいと願う信念を示し理解を求める。

## 6 保護者等との日常的な連携

- (1) 年度当初から、通信や保護者等会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、いじめ問題は学校と保護者等との連携でしか解決できないことを伝え、協力と情報提供等を依頼しておく。
- (2) いじめの深刻さ・多様性などについて保護者等研修会などを利用してカウンセラーによる講話を行い、いじめ問題に対する認識を深める。
- (3) いじめられる側・いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を具体的に提示しておく。

## 7 外部機関との連携

- (1) いじめの解決を校内だけでなんとか解決しようという姿勢は持ちながらも、深刻ないじめ問題への対応については、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関との連携を積極的に行う。内容によっては弁護士への相談が必要な場合もある。
- (2) 日頃から種々の事案について連携をしておくことが、深刻な事案が発生した時の対応

をより良い方向に導くことが可能になる。

- (3) 保護者等の了承を得た上で外部機関との連携を行う。

## 8 Web上に原因のあるいじめについて

### (1) 携帯電話・スマートフォンの利用と現状について

携帯電話やスマートフォンについては、高校生のほぼ全員が所持・利用していると考えてよい。一方、機能も飛躍的に向上し、インターネットと容易に接続できることにより、生徒たちは保護者等や教職員が認識している以上に、直接実際の社会へ接続しているのが現状である。SNS等により、生徒が何の保護もないままに社会と接触し情報を発信・受信しているのが現状である。

### (2) Webにより起こっている問題の例

- ① 学校裏サイト上での書き込みによるものから発生したいじめ
- ② SNSなど生徒自身が発信した情報が原因となるもの

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめ重大事態の報告 ・対応方針の相談	・県私学・公益法人課 ・県教委，県教育研修センター
・指導方針や解決方法についての相談 ・生徒や保護者等への対応方法の相談	・県高校教育課生徒指導班 ・児童相談所
・いじめによる暴行，傷害，恐喝等	・警察生活安全課 ・児童相談所
・被害生徒の身体的外傷や心的外傷	・医療機関 ・児童相談所
・被害生徒，加害生徒の心のケア	・(スクールカウンセラー) ・児童相談所

- ③ 生徒への誹謗中傷をインターネット上に書き込むことによるもの
- ④ 生徒の家族や関係者の噂をインターネット上に書き込むことによるもの
- ⑤ 生徒の顔写真や個人情報などを書き込むことによるもの
- ⑥ 多数の生徒がメールで悪口などを送信することによるもの

### (3) 対応策

- ① 生徒への指導
  - ・「情報モラル」「情報セキュリティー」についての教育を常日頃から実施すること
  - ・親や教職員が学校裏サイトやブログなどを知らせることで抑止力となる
  - ・警察や児童相談所などによる講演をとおして，具体例を紹介し危機意識を醸成すること
- ② 保護者等との連携
  - ・携帯電話などでのフィルタリング機能の活用を推進すること
  - ・携帯電話などの危険性やその使われ方について，具体的に問題点を知らせ家庭と学校で連携して生徒を見守っていくことを伝える。

- ③ 関係機関との連携
  - ・深刻な誹謗中傷の書き込みなどの場合は、その対応を警察等に相談する。
- ④ 「スクールガーディアン」を活用する。

## 8 重大事態への対処

法 28 条に下記のように記されている重大事態に該当する、または該当する可能性が高いと学校が判断した場合の対応について

### 法 28 条第 1 項

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

#### (1) 重大事態発生時と報告について

- ① 本法人事務局に報告するとともに重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を「重大事態調査本部」として設け、全教職員体制で対応にあたる。
- ② 調査組織の構成については必要に応じて外部専門家の参加を求め、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 県私学・公益法人課を通じて県知事に報告する。
- ④ 生徒や保護者等からいじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、その時点で学校が「重大事態が発生したとはいえない」と考えたとしても発生したものとして報告・調査にあたる。

#### (2) 重大事態の調査について

- ① 調査は、学校が当該事態の事実と向き合い、その対処および同種の事態の発生防止を図るために行う
- ② 調査は、事態の性質によって、聴き取りや質問紙調査などを用いる。
- ③ 調査により事実が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分に配慮する。
- ④ 被害生徒、情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

#### (3) 調査結果の提供および報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者等に対しては、事実関係等その他の必要な情報を適宜提供する。
- ② 当該生徒のプライバシー保護に配慮するなど個人情報には十分配慮しながら情報提供にあたる。
- ③ 調査結果については本法人事務局、県私学・公益法人課を通じて県知事に速やかに報告する。



## 9 その他の重要事項

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページで常時公表する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針については、自己点検・評価を実施し、必要に応じて広く意見を募り、必要な見直しを図る。

### [参考資料]

- ※「宮城県いじめ防止基本方針」(平成 25 年 12 月・最終改定平成 30 年 3 月)  
宮城県・宮城県教育委員会
- ※「いじめ対策資料」 文部科学省
- ※「いじめ対応マニュアル」 (平成 18 年 12 月) 宮城県教育委員会
- ※「いじめ問題対策マニュアル」 (平成 22 年度版) 群馬県教育委員会
- ※「いじめ対応マニュアル」 小野市教育委員会
- ※「いじめ対応マニュアル」 埼玉県教育委員会

## 〈資料1〉

### ○いじめ発見のチェックポイント

- 遅刻・欠席が増える。始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 人目につかないところ（トイレ、階段など）にすることが多い。
- 食欲不振の様子が見られる。
- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- ひとりだけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。机が離れて置かれている。
- 席替えや班編成で特定の生徒を避けたりしている様子が見られる。
- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室・カウンセリングルームによく行くようになる。
- 正しい答えを冷やかされたり、発言すると周囲がざわついたりする。
- 「誰かやってくれないか」というと特定の生徒の名前がふざけ半分で出てくる。
- テストの成績が急に下がり始める。
- 教室や図書室で一人でいることが多い。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友人と一緒にでも表情が暗い。おどおどした様子で友人についていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れたりしている。
- 特定の生徒の机や椅子だけが運ばれず放置されている。
- 特定の生徒の机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具でたたいたりする。
- 目の前にごみを捨てられる。皆の嫌がる分担を強いられている。
- 下校が速かったり、反対にいつまでも学校に残ったりしている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔でおどおどしている。
- 皆の持ち物を持たされている。通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 持ち物がいたずらされたり、机やロッカーにいたずらされたりする。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなどちょっかいをだされる。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わせない。話すときに不安そうな顔をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れがちになる。
- 刃物など、危険なものを所持する。

など